

New!

『**かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例**』
が制定・施行されました。
(平成 29 年 10 月 1 日完全施行)

自転車を利用する方

- 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- 同乗する幼児にはヘルメットを着用させることが義務となります。
- 自転車損害賠償保険等（※）へ加入することが義務となります。

保護者の方

- 中学生以下の子どもが自転車を利用するときには、ヘルメットを着用させることが義務となります。

※自転車損害賠償保険とは？

自転車を利用中に誤って他人にケガをさせた場合の損害を補償する保険です。

- ・自転車向け保険
- ・自動車、火災、傷害保険(共済)などに特約として付いているもの
- ・PTA 保険などのように団体で加入するもの
- ・自転車安全整備士による自転車の保険・整備を受けた自転車に貼付される TS マーク付帯保険 など



TS
マ
ー
ク

その他、事業者(一般事業者・自転車貸付業者・販売業者)の方の役割等についても条例で定められています。詳しくは、鹿児島県生活・文化課 HP 若しくは下記連絡先へ、お問い合わせください。

【実際にあった自転車での加害事故】

小学生が自転車で坂道を下っていたところ、歩行者に気付かず正面衝突。被害者は頭を強打し、意識不明で寝たきりの状態となりました。

裁判所は、**約 9,500 万円の賠償**を小学生の保護者に命じました。(平成 25 年神戸地裁判決)



かごしま自転車条例

検索

(問合せ先) 鹿児島県 生活・文化課 ☎099(286)2523